

現場からの報告

町づくりと同和行政・社会啓発

白根 美穂

はじめに

西城町は、広島県の最北端に位置し、北は鳥取・島根両県に接している山間の町である。その規模は、一九九七年二月末現在で、世帯数一、六七三戸、人口五、三八九人となっている。

このような山間の小さな町で「社会啓発」がどのように進められているか。同和行政全体の中での「社会啓発」の位置づけはどうか。この点についての報告をするよう、編集者から依頼を受けた。

ところが、私どもとしては、「なぜ、西城町なのか」という疑問があった。もちろん、西城町としても、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすよう全力で取り組んでいるところであり、その取り組みの実態を報告するにやぶさかではない。ただ、他にも同和問題解決へ向けた先進的な取り組みは多々あるうと思われたからである。

私どものそうした疑問に対して、編集者から、「広島県北部社会意識調査」(*)で、西城町は相対的によいスコアが出ている。ことに、「ねたみ意識」および「自然解消論」の克服に関して際だって高いスコアが出ている。だから、町としての取り組みの実態を報告することで、各地の同和行政・啓発担当者のヒントになりそうなものを提示して欲しい、という答えが返ってきた。

*一九九三年、県北部一八市町村で一斉に行われた意識調査。その結果は、『社会啓発再考―広島県北部社会意識調査報告書』(広島県北部社会意識調査) 実行委員会編集・刊行)として公にされている。

そこで、小稿では、わが西城町における、同和行政と社会啓発の実態、および、めざしている方向性を読者の前に報告することで、その責を果たすことにしたい。

一、同和行政の基本方針と事業/啓発

(1) 行政責任として

今年(一九九七年)で、「同和对策審議会答申」が出されて三一年、「同和对策事業特別措置法」が制定されて二七年が過ぎた。

西城町も、行政の責任において、部落差別をはじめ、あらゆる形態の差別をなくし人権意識の高揚を図ることをめざしている。そのため、人権尊重の世論形成の目標を示す条例も制定した。また、数々の学習会や研修会などを開催し、住民がひとしく人権問題を自分のこととしてとらえられる「明るく住みよい町づくり」を進めてきた。他にも、同和問題の早期解決をめざし、運動団体と連携を図りながら、さまざまな取り組みを推進している。それらの取り組みの指針となるものとして策定されたのが『西城町同和行政(教育)基本方針』である。左に、その中から、「基本方針基本項目」人権・同和問題解決の取り組みの柱」を、示しておきたい。

【人権・同和問題解決の取り組みの柱】

- 〈1〉部落解放同盟西城支部との連携強化
- 〈2〉中長期の西城町同和行政推進計画の推進
- 〈3〉同和对策事業・同和教育の積極的推進
- 〈4〉部落解放基本法制定への積極的取り組み

〈5〉同和行政推進にかかわる行政職員等の学習、研修の積極的取り組みと社会啓発の推進

- (1) 西城町同和对策推進協議会・推進本部の充実、および、西城町同和教育研究協議会との連携強化
- (2) 同和問題の解決を行政の責務において推進するためには、同和問題に関する深い認識と理解と実践力を身に付けた熱意ある行政指導者の育成をはかることが肝要であり、積極的に学習活動を推進する。

(3) 西城町の主体性において、新たに同和問題町民学習会を創造的に推進する。(注：地域人権学習会を工夫して創造)

すべての地域住民の方々に対し、同和行政(同和对策事業・同和教育)の趣旨や内容の正しい理解を深めることが重要であり、事業と教育を一元的にとらえ、推進する。

このうち、一般的に「社会啓発」としてイメージされるものは、〈5〉の(3)の前段ではないだろうか。これについては、後に詳しく触れるとして、ここでは、(3)の後段、つまり、事業と啓発の連携について述べておこう。

(2) 事業と啓発の一体化

西城町では、同和对策事業に取り進む場合、「地域をかえる事業と啓発」を合言葉に、事業と啓発の連携を図っている。その事業の取り組みの一例を紹介しよう。

私の町では、ほ場整備事業を、一九七七年の着工以来、重点施策として推進している。また、一九八四年頃より、県営農相談員や隣保館を中心として、同和对策事業を基底に据えたほ場整備事業を計画した。その整備事業の対象となる地区(栗原田)は混住地域である。水田面積は六・九ヘクタール、関係農家二三戸、一戸当たり平均〇・三ヘクタール。水田はJRと西城川に挟まれ、多少の平坦地はあるものの、狭小な棚田で耕地面積も少なく分散状態で、ほとんどが第二種兼業という実態である。

計画を進めるにあたって、対象地域全体を行政区ごとに分け、それぞれの区で度々、ほ場整備事業の説明会を開催してまわった。つまり、事業を具体的にスタートさせる前に、まず、「同和对策事業に対する理解を深める学習会」を、関係住民の中で広げる努力から始めたのである。しかし、この当時、一般住民の中では、同和对策事業の目的についての認識は著しく低い状況にあった。そのため、県営農相談員や隣保館職員を中心にして、関係農家の説得を重ねていかなければならなかった。

こうした努力の結果、同和对策事業によるほ場整備の実施への意志統一が少しずつ形成され、一九八八年一月に、栗原田ほ場整備実行組合が結成された。また、関係農家の水田が隣接地域にも散在して、区域内だけでは解決できない問題も出てきた。それゆえ、栗原田におけるほ場整備実行組合の結成も呼び水となって、隣接する二地区でもほ場整備実行組合が結成された。これらの地区には第三期山村振興農林漁業対策事業を導入して、同和对策事業と同時施行することになった。しかし、今となっては、ほ場整備着手時に、同一組合として事業が実施できなかったことは、反省すべき点である。

ともあれ、栗原田地区では、「これからの農業は条件整備なくしては難しい」「共同で機械利用や農作業を行っていいこう」「経済活動を通して人間関係をつくっていいこう」「皆が一緒になって地域づくりを行おう」など、〈地域づくりは人づくり〉を理念として、何度も協議を重ねていった。こうして事業に取り組むための意志統一を図っていったのである。

ほ場整備事業と平行して、以前からあった農機具管理組合を発展的に改組、大富農機具施設管理組合を設立した。そうして、共同利用農機具の導入や農機具格納庫、共同作業場の整備を行い、地域の水稻作付や、転作田の

飼料作物栽培の省力化、経費の削減を図った。さらに、三組合による栗ほ場整備組合連絡協議会を結成し、両ほ場整備事業でできた農道についても、一体的に舗装を完了した。

このように、事業を実施していくのに、必ず学習会・説明会(啓発)を組み合わせることを通して、同和対策事業に伴う、いわゆる「ねたみ意識」の克服を図ってきた。そして、その「効果」は着実にあがっていると思われるのである。

一九八八年三月には、三ほ場整備組合関係者と地域内農家が一緒になって、栗宮農集団を結成した。この営農集団は、地域のコミュニケーションをはかりながら、ブロッカーテーションによる転作の団地化を推進し、農業経営の安定を図っている。こうした土地条件の整備や共同作業の実施、営農集団の組織化により、生産意欲の向上や低コスト生産が実現している。

なお、西城川を挟んで栗原田地区の対岸にあたる平子地区も混住地域であるが、この地区ではほ場整備についても簡単に触れておこう。その事業推進にあたっては、栗原田地区の取り組みの成果を踏まえ、特に、県営農相談員の指導・協力を得る中で、隣保館職員を中心にした関係者二二戸の協議が、四年の歳月をかけて粘り強く重

ねられた。一九九一年、延長二三〇メートルの水路改修が完了し、それまでの「水ゲンカ」の原因は解消された。一九九四年には、一〇、四ヘクタールのは場整備も完了した。

この平子地区と栗原田地区とを橋でつなぐことは長い間の懸案であったが、両地区におけるほ場整備事業と連動したかたちで、この度、農道橋が完成し、「夢乃橋」と名付けられた。そして、平子地区では、栗原田にある大富農機具施設管理組合に作業委託をして、経費の削減を図ることも可能になった。

栗原田地区におけるほ場整備事業の竣工記念碑には、「和」という文字、平子地区の竣工記念碑には、「萬能一心」という文字が刻まれている。この地区では今、県行政よび県営農相談員の指導・協力により、共同作業等を通じて差別意識の解消や、人権感覚の定着を図りながら、広島県内でのモデル、さらには、全国的レベルでの評価にたえうるような住みよい地域づくりに努めている。以上、「地域をかえる事業と啓発」を具体的な事例に沿いながら述べてきたが、こうした方向性は、今後さらに進められるべきだと考えている。

二、行政としての啓発への取り組み

(1) 隣保館の活動

同和問題の解決へ向けては、問題の存在を住民に日常的に認知してもらふ必要がある。隣保館は、その町で、同和問題に関わる施設として象徴的なものであるため、その存在は日常的に、町民の意識の中に位置づいている必要があるだろう。隣保館活動がその町で「市民権」を得ているかどうかは、大きなポイントになると思われる。先に触れた、ほ場整備事業推進の際もそうであったが、隣保館は、同和地区および近隣の地域住民の理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、保険衛生等に関する事業、さらには、町内小・中・高校の同和教育実践への協力を総合的にを行っている。

例えば、町内の小学生はすべて、「隣保館学習」として隣保館に来館し、そこで学習をしている。

これらの活動は、地域住民の生活的・社会的・経済的・文化的な改善・向上を図るとともに、同和問題のすみやかな解決に資することを目的としている。そうした方針の一環として、隣保館の主催事業で生活改善教室を組織し、「料理実習」「生け花教室」「編み物教室」「手芸教

室」「健康相談・健康診断」などの学習・相談の機会を地域住民に対して提供している。

その結果、隣保館は、同和地区内外を問わず、多くの住民に利用され、町民に親しまれるものとなっている。

(2) 地域人権学習会

こうした学習会は、他町村でも実施されていることと思うが、みんなが健康でしあわせな生活をおくるために、一人ひとりが人権尊重の意識を高め、部落問題を正しく認識し、自分自身の課題として自覚していくための町民総学習の場として位置づけている。

なお、この地域人権学習会の内容等については、後十一章をもうけて、詳しく説明していきたい。

(3) 行政内学習会

行政の職員を対象にした、管理職研修、各職場学習、各種学習会、研修会等への参加などが含まれる。これらの実施については、総務課が中心となって推進している。また、特に職場研修については、町職員労働組合との連携によって、各課の人権委員で組織する人権委員会で、毎月一回の学習会を目標に取り組んでいる。

ここで力点をおいているのは、行政職員としての「力

量」を高めることである。「力量を高める」とは、同和問題に関する、住民の様々な疑問に対して「的確に答えられるようになる」ことだと考えている。だから、「的確に説明できる力」をつける研修に大きなポイントをおくのである。

(4) 行政団体学習会

行政に関わる各団体、すなわち議会議員、農業委員、民生児童委員等を対象に、それぞれ年一〜二回実施している。

これらの研修会は、一般論ではなく、町内での具体的な課題に対応するかたちで進めていくよう努めている。

(5) 人権啓発資料作成

人権啓発資料も、おおよその市町村で作成されていることと思う。西城町の近年の啓発資料作成への取り組みについては、後で詳しく紹介したいと思う。

(6) 町広報による啓発

広報による啓発は、十二月の人権週間が近づいた時だけ、などといった取り組みでは、同和問題・人権問題を町民の日常生活と密接なものとして提示できない。

西城町では、二か月に一回発行する広報に、必ず、人権啓発記事を掲載することになっている。その内容は、人権問題に関するコラム、町としての取り組みの紹介、後に見るような各種団体の人権問題に関する集いの案内など、多岐にわたるが、ここでは、その一部を紹介しておきたい。

「西城町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例」が制定されました」

九月議会において、「西城町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例」が全会一致で可決され、九月三〇日に公布されました。この条例は「すべての人は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言や「すべての国民が基本的人権を有し、法の下に平等である」ことを保障する日本国憲法を基本としています。また、町民憲章に定められているように、「郷土を愛し、人を大切にし、差別のない明るい郷土を築こう」という、西城町の道標を表したものです。条例は九条からなっており、この条例の目的、町、そして町民一人ひとりの責任、諸施策の積極的推進、実態調査や啓発活動の推進体制の充実の必要性を述べ

ています。

私たちみんなが、差別問題を自分の問題としてとらえ、一人ひとりを尊重し、明るく住みよい町づくりをめざして努力していきましょう。

なお、広報記事の担当者は、毎号毎号、マンネリ化・形骸化に陥らないように、創意工夫をこらすよう努めている。つまり、広報は「読んでもらってこそ意味がある」ということを踏まえて努力を重ねている。

(7) 人権週間への取り組み

人権週間の期間内は、人権意識のさらなる高揚を図るため、全町民を対象とした人権講演会を実施するとともに、広報でも啓発に努めている。また、人権標語を募集し、その優秀なものは、町内(山村開発センター)に掲示するとともに広報にも掲載することになっている。

毎年子どもたちの作品の中には、差別やいじめをなくしていこうというものや、世界平和への願いを込めたものなど、人権に対する前向きな姿が感じられる。その一部だけを紹介しておこう。

(小学一年生)

○わる口は いわれていやだ いってもいやだ
○ともだちと なかよくあそぶ うれしいな

(小学二年生)

○心の中のさべつの芽 ちゅういし合うと 気がつくよ
○友だちは 心の光 つくりだす

(小学三年生)

○平和の日 つくるその手は ぼくたちだ
○あたたかさ しあわせはこぶ うれしいな

ここでの取り組みも、マンネリ化を防ぐために、関係する各部署の担当者が集まって、議論しながら決定している。

三、各種自主的団体による啓発活動

(1) 西城町同和教育研究協議会

西城町同和教育研究協議会(以下、町同教)は、会員自らが部落問題に対する認識の高揚に努めることはもちろん、部落解放・人権尊重へ向けた教育・啓発に取り組

み、次のような学習会・研修会などを実施するものである。

(a)夏期人権講座／新春研修会

一九九六年度に関しては、次の通りに実施した。

【夏期人権講座】

一九九六年八月二〇日（山村開発センター）

講演「いのちと人権」

講師 林 力氏（九州産業大学）

【新春研修会】

一九九七年一月二四日（山村開発センター）

講演「一人一人が、差別をなくすために」

講師 部落解放同盟広島県連合会東部地区協議会

事務局長 割石忠典氏

(b)共同学習部会

この部会では、「共同学習」がポイントとなり、学習内容は運営委員会で企画・立案される。原則として年四回実施されるが、一九九六年度は、問題提起としての「講演」（身元調査について）それをうけてのパネル・ディスカッション⇓小グループでの話し合い学習⇓まとめの

「講演」というものになっている。

ここでも、多くの参加者による、多くの議論を起こしていくスタイルを大事にしている。

(c)人権学習部会

原則として毎月定例日を定めて行い、学習を深めているが、この部会の計画・進行の流れはどのようなものであり、さらには、町同教および人権学習部会にどのような団体からの参加があるかを見るためにも好都合と思われるので、一九九六年度に関する学習日程表を以下に紹介しておきたい。

なお、会場は隣保館に設定し、統一テーマは、「人権を確立し、町民憲章を定着させるために」である。

月	内 容	提 案 (司 会)
4 月	1996年度西城町同和行政を中心とする行政基本方針	町 長 (総 務 課)
5 月	職務と人権	地域振興課長 (地域振興課)
6 月	地域人権学習会のまとめ	同和対策室長 (同和対策室)
7 月	議会活動と人権	議会議長 (議会事務局)
9 月	西城町の教育行政	教育委員長 (教育課)
10 月	行政相談委員と人権擁護委員の活動と人権	行政相談委員 (総務課)
11 月	地域活性化と人権	建設業協会 (建設課)
12 月	福祉と人権	原爆被爆者友の会 (社協)
1 月	学校教育に関わって	小学校校長 (学校教育課)
2 月	仏教と部落差別	仏教会 (社会教育課)
3 月	本年度の反省と次年度の計画	運 営 委 員 会

このように、町内のさまざまなポジションにいる人々が問題提起をし、多くの参加者による議論を通して、同和問題の解決への方法を固定化・硬直化させないよう努めている。

(d) 校区学習会

町内各学校で計画されるもので、具体的な方法としては、各校PTAと連携し、それぞれ年一回学習会を実施している。

ここでは、特に、子ども達への同和教育の実態を保護者にも理解してもらうことに力点をおいている。

他にも、町同教会員の多くは、県内・県外で行われる各種研究大会・研修会等に参加し学習を深めている。

なお、町同教には、学校教育を中心とした「学校教育部会」があるが、ここでは、社会啓発ということに絞ったため、その活動については割愛する。

(2) 部落解放基本法制定要求国民運動

西城町実行委員会

この団体は、一九八六年一月に設立されて以来、部落差別撤廃・人権確立に向けた取り組みを精力的に進めて

いる。なかでも、一九九四年、「西城町における部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の制定に向けて、町内くまなく署名活動を展開するなど、中心的な役割を担った。また、部落解放への総合的施策のための「部落解放基本法」制定実現に向け、「いのち／愛／人権」展を隔年毎に主催したり様々な研修会を開催したりしながら、取り組みを続けている。

(3) 西城町企業等同和教育推進協議会

過疎・高齢化の進む西城町で、同和問題の解決に向け、企業等の社会的責任を果たす取り組みを協議・実践すべく、町内一七の企業等によって組織された団体である。各企業内における学習を進めるとともに、社外で催される講演会や研修会に参加するなど、学習活動を展開している。

なお、最近、民間企業での取り組みにも少し活気が出てきたようである。県北部の『企業内人権啓発研究所』の活動との連携の結果であろう。

四、一人ひとりが主体的に取り組む地域学習会へ

社会啓発に関しては、いかに町が大きな声でスローガ

ンを掲げようと、いかに立派で緻密な「組織」をつくりあげようと、町民の日常生活と密接な関わりを持つとしなければ、その効果はあげられないのではないだろうか。逆に言えば、啓発は、どのようにすれば町民生活に近いものとして受け入れられるか、を考え続けていく必要があるだろう。

西城町は、こうした視点に立って、「地域人権学習会」を啓発の最重要な場と位置づけてきた。さらに、「地域人権学習会で活用できる資料づくり」の観点から、「人権啓発資料」の作成を進めた。「生きた資料」が必要だったからである。

以下、順に、「人権啓発資料」作成の経過、および「地域人権学習会」への取り組みについて、詳しく紹介していきたい。

(1) 人権啓発資料「いのちと光かぎりなし」の作成経過
地域人権学習会への取り組み姿勢の転換、および町独自の人権啓発資料の作成のきっかけとなったのは、一九九一年に西城町が策定した『西城町長期総合計画』の内容が、行政としてあまりにも人権感覚が甘すぎるのではないか、という指摘を運動団体から受けたことからである。

それまで二一回(年)にわたって重ねてきた西城町の地域人権学習会は、主として映画・ビデオ、あるいは西城町の実態からは遠い資料などを利用した啓発活動であった。しかし、この指摘をきっかけとして、町では、これまでの人権啓発活動の推進方法や内容を見直し作業に入った。その結果、まずは、西城町の実態に即した独自の人権啓発資料を作成することにしたのである。

資料の策定にあたっては、一九九二年度当初より、行政各部署をはじめ町内各種団体の代表による策定委員会(二七名)を組織し、ここで策定方針を立てた。具体的な策定活動は、専門委員会(一〇名)があたった。この策定委員会には、町行政の若い職員数名に参加してもらい、人権啓発資料についての日頃の思いを遠慮なく出し、もうとところから始めた。

この結果、西城町がこれまで行ってきた同和教育のイメージがあまりにも暗く、重苦しいものであったことを認めざるを得なかった。その反省から、明るく展望のもてる、誰もが読んでみようという気になり、読みやすい啓発資料を策定すべきだという結論に達した。

作成全般にあたって、解放社会学研究所の江嶋修作先生に指導・助言をお願いした。策定の過程において先生のアドバイスもいただきながら、各専門委員は七回にお

よぶ委員会の場で、いろいろな立場から率直な議論を重ね、『いのちと光かぎりなし』と題する資料を完成させていった。資料作成の経過は、ただ新しい資料ができたというにとどまらず、この間の率直な議論そのものが、委員自身の人権意識の高場につながるという、まさに学習の場でもあった。

「この種の啓発資料の作成は、従来、少数の担当者が、他の市町村で出されている啓発資料から部分的に抜き出したものを切り貼りして作る、というスタイルが一般的だった」との指摘を受け、西城町では、そうした安易な作成を拒否するところから出発している。「できるだけ多くの人が参加し」「多くの議論を重ね」「自分たちの頭と技術を使い」というスタイルへの転換である。

完成した『いのちと光かぎりなし』は、全二四ページ。文章はできるだけ簡潔であることをこころがけ、挿し絵も色をふんだんに使うようにした。「読みやすく、わかりやすく、美しい」というスタイルをめざしたのである。ここではその内容の詳細は割愛するが、構成(目次)だけでも紹介しておこう。

「はじめに」

「どうして部落差別があるのでしょうか」

「なぜ寝た子を起こすのでしょうか」

「差別をなくすための窓口はここです」

(同和对策室などの紹介)

「三つの原則を守りましょう」

「差別はどうして起こるのでしょうか」

「みなさん、立ち寄ってみてください」

(隣保館の紹介)

「どうして『ねたみ』がうまれるのでしょうか」

「なぜ『構え』てしまうんでしょう」

「差別をなくすためにすぐできること」

「ワタシたちボクたちも真剣に考えています」

「子どもに恥ずかしくない大人になりますか」

「おわりに」

これらはすべて見開き二ページになっている。

この『いのちと光かぎりなし』は、一九九二年度からの地域人権学習会で活用され、「わかりやすく親しみやすい」と好評を得ている。

なお、一九九四年度からは、西城町がこれまで行ってきた同和对策事業や啓発活動の不十分性を補うために、第一集ではとりあげなかった西城町の実態を素材にすることを前提に、「広島県北部社会意識調査」の結果をふ

まえて、『いのちと光かぎりなし』第二集の策定に取り組んだ。西城町の中での出来事にしばった啓発資料の作成である。

今回の取り組みも第一集とほぼ同様な形態で行った。より多くの町民に関わっていただくことをめざし、若い町職員・教職員、あるいはPTAの方々の参加により、二年間延べ一六回の専門委員会は前回以上に充実したものとなった。この第二集は全二三ページであるが、その構成(目次)も、紹介しておこう。

「はじめに」

『広島県北部社会意識調査』とは

「ゆっくりだけど、進んでる」

「いま、西城町の住民意識は」

『広島県北部社会意識調査』より

「①〈自然解消論〉について」

「②〈ねたみ意識〉について」

「いろんなところで、いろんな人が」

「明日にかける橋」

「夢・農道橋」

「萬能一心」

「繰り返される問に答えて」

「私の思うこと」

「前進をはばむもの」

「身元調査は差別につながる」

「きゅうくつな迷信から、

解放されたいと思いませんか」

「おわりに」

完成した『いのちと光かぎりなし』第二集は、一九九五年度の地域人権学習会から、第一集と併せて活用している。

なお、この第二集の作成に関わった若い職員達は、他の市町村が容易にまねのできないものに仕上がったのではないかという思いを抱いている。そういう思いが、同問題に深く関わることのエネルギーになっていることは否定できない。

(2) 地域人権学習会への新たな取り組み

(a) 推進体制・方法

一九九二年度から、映画・ビデオ、あるいは西城町の実態からは遠い資料などを利用したこれまでの啓発活動に替えて、西城町独自で作成した『いのちと光かぎりなし』

し』を中心とする啓発資料だけを使った二時間の学習会を行うようになった。地域学習会のマンネリ化・固定化・形骸化を打破するためである。

使用した啓発資料を年度ごとに列記すれば、一九九二年度は、『いのちと光かぎりなし』。一九九三年度は、『いのちと光かぎりなし』にくわえ、広島県教育委員会作成の『PTA同和教育学習資料』。一九九四年度は、前年までの資料と、『広島県北部社会意識調査報告書』および「西城町における部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす条例」。一九九五年度からは、これまでの資料と『いのちと光かぎりなし』第二集、である。

なお、学習会で使用する資料については、毎年、地域進出をする前に、全推進員出席のもとに説明会・研修会を行うことにしている。

また、これまで町内各種団体の方々を中心に推進を図ってきたものを、一九九二年度より、行政職員が中心となって推進することになった。行政職員を中心とする推進班が、町内の各地域に出向き、学習会を進めていくのである。

推進班は、二班あり、これが町内一〇四の行政区を受け持つ。つまり、一班あたり平均五地域を受け持つのである。一班あたりの推進員は九〜一〇名。推進員は、

行政の全職員および、地域との関係を勘案して、議会議員、農業委員、民生児童委員、学校長、部落解放同盟西城支部役員、各種団体長などが務め、班長は、町長はじめ行政の課長以上が務める。副班長は、西城町同和対策推進協議会の委員が務め、班員の連絡調整員は、行政の係長が務める。

体制の変更に伴い、これまで以上に、各推進員の主体性が要求されるようになってきた。映画・ビデオに頼っていた時は、職員はあまり発言する必要がなかった。しかし、『いのちと光かぎりなし』中心に切り替えた途端に、自分の言葉で発言しなければならなくなったのである。

そのため、「啓発資料に関する補助資料がほしい」「学習会を進めるためのマニュアルをつくってほしい」「指定された班を変えてほしい」等々、これまであまり聞かれなかった意見が多く出てくるようになった。また、一つの班が、同日に二か所の学習会開催ということや、班長・副班長が都合で出席できないなどの状況も起こることがあった。

なお、住民に対する参加の案内は、区長通知、広報などにより行っている。広報による案内の一例を紹介しておこう。

『あなたの人権は守られていますか？ 〓一二月から三月にかけて地域人権学習会が開催されます』

：誰もが健康で楽しく暮らすことのできる社会を創るためには、社会を構成している私たち一人一人が人権に対する意識を高め、実践する力をも身につけなくてはなりません。

人権学習会は、部落差別をはじめあらゆる差別問題を正しく認識することを通し、社会の矛盾や様々な問題といかに向き合うかを、自分自身に問いかける学習の場です。不安や疑問、間違いは誰の心にもあるもの。しかし、それを心にしまったままでは何も解決しません。大切なのは前進しようと努力する心です。

地域人権学習会は、全町民を対象にすべての行政区で行われ、それぞれの地域の推進担当者も学習会に臨むことになっています。教材は、西城町で作成した『いのちと光かぎりなし』を使用します。お持ちの方は、できるだけご自分のものを持参してください。

さらに、推進担当者は必ず次のことを行う。

- 1 班内の調整・任務分担を明確にし、事前に班内の研修を行い、学習会に臨む体制や内容を確認する。
- 2 担当する地域内の行政区長と推進班全員とで事前の

調整会議をもち、学習会の開催について協力を要請し、実施日時等の確認をする。

3 学習会終了後、必ず学習の状況等を報告する。この報告書は、関係課内で整理、課題等をまとめられ、西城町同和对策推進協議会での報告・協議を経て、次年度の取り組みの方向づけを行うための材料となる。

(b) 推進員（行政職員）に求められる姿勢

このような体制になり、地域の中で住民とともに人権学習にあたる推進員、ことに行政職員は、同和行政・社会啓発を進めるものとして、主体性を高めることがより一層求められることになった。つまり、同和問題・人権問題の解決に向けて、行政職員・推進員が主体的に関わらずに、地域住民に「自分のこととして考えよう」などといったところで、自分の姿は見透かされてしまう。そして、結局のところ、住民を問題から遠ざけてしまうだろう。つまり、地域人権学習会という場合は、まず、推進員（行政職員）自身の認識・姿勢が問われる場なのである。

そのため、「同和对策審議会答申」の精神・認識をしっかりと把握することはもとより、学習会・研修会に積極的に参加し、あるいは、新聞・テレビ等により人権感

覚を高めることが求められる。それとともに、人権学習会や業務の場だけでなく、日常的な自分の姿勢・行動を通して、住民からの信頼を得、推進員間・職員間相互の信頼・連携関係をつくっていくかなければならない。

また、学習会で意見が出ない時などにどう取り組んでいくのか等について、自ら課題意識を持ちながら日々研鑽し、啓発活動にあたらなければならなくなった。「職員員の力量を高める」こと、つまり、住民に対して、同和問題に関する「的確な説明ができる力を高める」ことが求められるからである。

推進方法が、啓発資料による学習会となったため、推進員自身が主体性を持ちながら、班学習、行政区長との調整会議で具体的な進行方針を検討し、実施していかねばならなくなった。

つまり、推進員（行政職員）一人ひとりが、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、明るく住みよい町づくりの先頭にたつという認識のもとに、主体的に地域人権学習会に臨まなければならぬのではなからうか。

五、むすびにかえて「ゆっくりだけど進んでる」

学習会当日参加できなかった住民に対しては、町広報

で、学習会のまとめを報告し、次回への参加を呼びかけることにしている。ここでは、各年度の「報告」の中でも、学習会の内容・雰囲気等をもっともよく表しているものを引用することで結びにかえたいと思う。

『ゆっくりだけど進んでる〜一九九三年度地域人権学習会報告〜』

地域人権学習会は、誰もが健康で幸福な生活を送るために、一人ひとりが人権尊重の意識を高め、部落問題を正しく認識し、自分自身の課題として自覚していくための、町民総学習の場です。

一九九四年一月から三月にかけて、町内八三か所で学習会がもたれ、延べ七七九名の参加がありました。全地域での実施には至りませんでした。区長さんをはじめ、助言者の皆様のご協力をいただき、学習を深めることができました。参加されたすべての方に、心から敬意を表します。

学習会では、西城町人権啓発資料策定委員会が作成した啓発冊子『いのちと光かぎりなし』を教材にしなから、日常の中で感じるふとした疑問や身近な差別について意見を出し合いました。

参加者の皆様から出された主な意見をご紹介します、報

告とします。

◇ ◇ ◇

☆結婚問題について

「結婚は本人同士合意によって成り立つもの。反対することはできない。」

「結婚の問い合わせがあったら、『なぜそんなことを聞くのか』と問い返すなど、差別を見抜く力を持たなければならない。」

←

これらの意見からもわかるように、結婚差別に対する意識は高くなってきています。しかし、「部落差別は最終的には結婚差別である。」と言われてるように、ふだんは差別などと言っている人も、結婚によって自分と直接の関係が生まれると、結婚に反対する場合が多いのが現状です。それを変えていくために、私たち一人ひとりが、自分自身の行動に自覚と責任を持ちたいものです。

◇ ◇ ◇

☆学校での教育について

「孫と話していて自分の間違った考えを指摘された、学校教育はすごいと思った。」

「子どもたちは正しい知識を身につけているが、大

人は古い意識のままである。学習を積まなくてはならない。」

「子どもに対して恥ずかしくない大人にならなければならぬと思っているが、なかなか難しい。」

← 家庭で部落問題について話し合っていることがわかります。これは、学校教育の成果でもあります。子どもが学ばずによって親の意識も変わると言われます。西城町でも同じことが言えると思います。

◇ ◇ ◇ ☆差別問題の学習について

「社会に差別があり、差別の仕組みがあるなかでは、常に学習が必要である。学習をとおして世の中の差別を見抜く力を身につけなければならぬ。」

「差別のしくみの中で、昔から農民も差別されていると思う。」

「私たちは、被差別部落の歴史について、もっと学習することが大切だ。」

「年に一度の人権学習会だけでなく、公民館活動やいろいろなグループ活動など、あらゆる機会に人権学習をするべきだ。」

「学習会のやり方として、グループで話し合い、ま

とめて意見を出すようにしたらよいと思う。」

← 部落問題解決のための基本的な考え方や、学習の場の設定、学習の進め方についてなど、意欲的な意見が多く出されています。

◇ ◇ ◇ このように、差別問題に対する意識は高まりつつありますが、一方で、いまだに「差別していい」「自分とは関係ない」という考え、意見も多くあります。部落差別をはじめとするいろいろな差別が今も根強く残っています。それが私たちにどう関わっているのか、具体的な学習に取り組んでいきたいと思えます。

これからは、福祉と人権が尊重される社会でなければならぬと言われています。私たち一人ひとりが、お互いに尊重し、尊重される、明るく住みよい町づくりに向けて努力したいものです。

地域人権学習会の実施方法を変えて五年目になるが、推進員（行政職員）の姿勢の転換もあって、年々多くの参加者を得るようになり、「理解の差」はともあれ多くの発言が出る充実したものになってきている、と言えるのではなからうか。

事実、住民たちの間に、明るく住みよい地域をつくるためには、人権の確立が大切であるという意識が芽生えつつある。その兆しははっきりとみとれる。部落差別を自分自身との関わりの中で考えようとする姿勢が少しずつ根付いてきているようだ。

このように、「ゆっくりだけど進んでる」状況をさらに進展させていくために、これからも、同和問題解決に向け、同和行政・社会啓発を、人権感覚豊かな町づくりをめざす行政全体の中に有機的に位置づけながら、邁進していきたいと思う。

(しらねよしほ・西城町役場)